2021 年５月 12 日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番６号
株式会社ココカラファイン
代表取締役　塚本　厚志

吸収分割に関する事前開示事項

（会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

当社（以下「ココカラファイン」といいます。）は、株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）との間で、2021 年 10 月１日を効力発生日として、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを分割承継会社とする、ココカラファインの本部機能に関して有する権利義務等を対象とした吸収分割（以下「本吸収分割」といい、本吸収分割に係る吸収分割契約を、以下「本吸収分割契約」といいます。）を実施いたします。

なお、本吸収分割は、ココカラファインとマツモトキヨシホールディングスの間における、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生を条件として無対価で実施する予定であり、本吸収分割に関して、ココカラファインにおいては、会社法第 784 条第２項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに、マツモトキヨシホールディングスにおいては、会社法第 796 条第２項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示書事項は、以下のとおりです。

１．吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第１項）

本吸収分割契約の内容については別紙１をご参照ください。

２．分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第１号）

本吸収分割は効力発生時点で完全親子会社となる予定の会社間において行われるため、本吸収分割に際し、マツモトキヨシホールディングスは株式その他の金銭等の交付を行いません。

３．吸収分割の効力発生日に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第２号）

該当事項はありません。

４．新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第３号）

該当事項はありません。

５．吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第４号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容については、別紙２をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収分割契約備置開始日（会社法第 782 条第２項に規定する吸収合併契約等備置開始日をいう。以下同じ。）後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

① 株式会社マツモトキヨシグループ（以下「MKG 社」といいます。）の新設分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年４月 28 日付けで、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社として、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする MKG 社を設立する新設分割に係る新設分割計画を作成いたしました。

② MKCF 分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」といいます。）との吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、シナジー創出会社と、2021 年４月 28 日付けで、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社、シナジー創出会社を承継会社として、マツモトキヨシホールディングスの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

③ 株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）との吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、ココカラファインヘルスケアと、2021 年４月 28 日付けで、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシ

ホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

６．吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収分割契約備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）（会社法施行規則第 183 条第５号）

① ココカラファインとシナジー創出会社との吸収分割

ココカラファインは、シナジー創出会社と、2021 年４月 28 日付けで、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

② ココカラファインヘルスケアとマツモトキヨシホールディングスとの吸収分割

ココカラファインの完全子会社であるココカラファインヘルスケアは、マツモトキヨシホールディングスと、2021 年４月 28 日付けで、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

③ ココカラファインヘルスケアとシナジー創出会社との吸収分割

ココカラファインの完全子会社であるココカラファインヘルスケアは、シナジー創出会社と、2021 年４月 28 日付けで、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

７．吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第６号）

(1) ココカラファインの債務の履行の見込みについて

ココカラファインの 2020 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 208,119 百万円及び 68,249 百万円です。また、本吸収分割によりマツモトキヨシホールディングスがココカラファインから承継する予定の資産及び負債の 2020 年 12 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 371 百万円及び０百万円

です。

また、2020 年 12 月 31 日から現在に至るまでココカラファインの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測されるココカラファインの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれるココカラファインの資産の額は負債を十分に上回る見込みです。

さらに、ココカラファインは本吸収分割以外にも 2021 年 10 月 1 日を効力発生日とする以下の吸収分割（下表参照）を行う予定ですが、当該吸収分割及び本吸収分割の効力発生日以後においても、ココカラファインの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに、ココカラファインの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、ココカラファインが負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（本吸収分割以外に実施するココカラファインが分割会社となる吸収分割）

（単位：百万円）

承継会社	承継する事業部門	（2020 年 12 月 31 日現在）	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
シナジー創出会社	営業企画・運営支援機能等	3,666	－

(2) マツモトキヨシホールディングスの債務の履行の見込みについて

マツモトキヨシホールディングスの 2020 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 365,562 百万円及び 123,134 百万円です。また、本吸収分割によりマツモトキヨシホールディングスがココカラファインから承継する予定の資産及び負債の 2020 年 12 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 371 百万円及び 0 百万円です。

また、2020 年 12 月 31 日から現在に至るまでマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測されるマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれるマツモトキヨシホールディングスの資産の額は負債を十分に上回る見込みです。

さらに、マツモトキヨシホールディングスは本吸収分割以外にも 2021 年 10 月 1 日を効力発生日とする以下の新設分割及び吸収分割（下表参照）を行う予定ですが、当該吸収分割及び本吸収分割の効力発生日以後においても、マツモトキヨシホールディングスの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに、マツモトキヨシホールディングスの収益状況及びキャッシュ・

フロー等に鑑みて、マツモトキヨシホールディングスが負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（本吸収分割以外に実施する新設分割）

（単位：百万円）

新設会社	分割する事業部門	（2020 年 12 月 31 日現在）	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
MKG 社	株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする機能	101,355	22

（本吸収分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが分割会社となる吸収分割）

（単位：百万円）

承継会社	承継する事業部門	（2020 年 12 月 31 日現在）	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
シナジー創出会社	営業企画・運営支援機能等	119,490	100,331

（本吸収分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが分割承継会社となる吸収分割）

（単位：百万円）

分割会社	承継する事業部門	（2020 年 12 月 31 日現在）	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
ココカラファインヘルスケア	本部機能	330	－

以上

別紙１　本吸収分割契約の内容
次ページ以降をご参照ください。

吸収分割契約書

株式会社ココカラファイン（以下「**C 社**」という。）及び株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「**M 社**」という。）は、2021 年 4 月 28 日（以下「**本契約締結日**」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

C 社及び M 社は、本契約の規定に従い、M 社を承継会社、C 社を分割会社とする吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）の方法により、C 社の本部機能に関する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）を M 社に承継させ、M 社はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

C 社及び M 社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) M 社（承継会社）

商号：株式会社マツモトキヨシホールディングス（2021 年 10 月 1 日付で株式会社マツキヨココカラ＆カンパニーに変更予定）

住所：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1

(2) C 社（分割会社）

商号：株式会社ココカラファイン（2021 年 10 月 1 日付で株式会社ココカラファイングループに変更予定）

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号

第 3 条（承継する権利義務に関する事項）

1. M 社は、本吸収分割により、C 社から承継対象権利義務を効力発生日において承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該債務について C 社が履行その他の負担をしたときは、C 社は、M 社に対して、当該負担の全額について求償することができる。
3. M 社は、本吸収分割の効力発生後に第 1 項に基づき C 社から M 社に承継された債務以外の C 社の債務について履行その他の負担をした場合、C 社に対して、当該負担の全額について求償することができる。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

M 社は、本吸収分割に際し、M 社が前条第 1 項に基づき承継する承継対象権利義務の対価を支払わない。

第 5 条（M 社の資本金等の額）

本吸収分割により M 社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第 6 条（効力発生日等）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2021 年 10 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C 社及び M 社は協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、C 社と M 社との間の 2021 年 2 月 26 日付株式交換契約に基づく M 社を株式交換完全親会社、C 社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が生じていることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第 7 条（株主総会）

1. C 社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本契約についての同法第 783 条第 1 項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. M 社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約についての同法第 795 条第 1 項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第 8 条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、C 社及び M 社は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第 9 条（競業避止義務の免除）

C 社は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は第 8 条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第 11 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、C 社及び M 社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 4 月 28 日

C 社：　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号
株式会社ココカラファイン
代表取締役社長　塚本　厚志

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 4 月 28 日

M 社：　千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長　松本　清雄

吸収分割契約書　別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、本吸収分割により M 社が C 社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、M 社が C 社から承継する資産及び債務については､C 社の 2020 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

C 社の本部機能に属するソフトウェア及び投資有価証券の一切

2. 知的財産権

C 社の本部機能に属する知的財産権の一切

3. 契約（雇用契約を除く）

C 社の本部機能に関連する C 社が締結又は過去に承継した契約（本効力発生日時点で有効なものに限る。以下本項において同じ。）上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。なお、雇用契約は、下記 4 のとおりとする。

4. 雇用契約

C 社の本部機能に主として従事する従業員との間で締結された労働契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に基づき異議を述べた従業員（もしいれば）は除く。

5. 許認可等

C 社の本部機能に属する、C 社が保有する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令等に基づき承継可能なもの。

以上

別紙２　マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容
次ページ以降をご参照ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

1．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国経済は、各種の景気指標においては改善の兆しが見られたものの、貿易摩擦を背景とした世界的な株価の変動、原油価格の動向、為替相場の状況、これら外的要因の影響を受けた企業業績や消費マインドの変化など、先行き不透明感は依然として拭えず消費環境は厳しい状況で推移しました。さらに、2020年1月下旬以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大、世界保健機関（WHO）によるパンデミック宣言により、多くの企業活動や消費動向に影響を与え、終息の見えない感染症により経済活動の停滞を不安視する動きが広がっております。

ドラッグストア業界におきましても、業種・業態を越えた競合企業の新規出店、商勢圏拡大に向けた新たなエリアへの侵攻、M＆Aによる規模拡大、同質化する異業種との競争、それらが要因となる狭小商圏化など、我々を取り巻く経営環境は厳しい状況が継続しております。

このような環境の中、当社グループは、前期まで取組んだ中期的な戦略テーマに関しては一定の成果を上げたことから、ローリングした戦略テーマとして「専門性×独自性による美と健康の地域貢献」「既存の枠にとらわれない新しいビジネスの創造」「企業価値を高めるグループ経営の高度化」の3つを新たに設定し取組むとともに、ヘルス＆ビューティー分野で圧倒的なプレゼンスを獲得し、国内ドラッグストアの競争に勝ち残ることを目的に、株式会社ココカラファインと経営統合に向けた基本合意書及び経営統合に向けた資本業務提携契約を締結するなど、将来のグループシェア拡大に向けた取り組みも積極的に推進してまいりました。

具体的には、厚生労働省が進める「健康サポート薬局」の認可を受けた34店舗（前期末比10店舗増）において地域医療連携を推進するとともに、一部エリアに限定していた調剤サポートプログラムの契約を全国に拡大し、エリアシェア拡大に向けた主要都市での至近距離出店、インバウンド需要獲得のための新たな立地への展開及び既存店における免税対応店舗の拡大（新店を含め1,095店舗（前期末比166店舗増））を図り、これら店舗から得られた各種データを活用することで立地・環境に合わせた最適な品揃えを実行してまいりました。

プライベートブランド（ＰＢ）商品に関しましては、グローバル展開を視野に、新たな視点で開発したスキンケアマスク「matsukiyoフェイシャルマスク高保湿／ハリ・弾力タイプ」を、当社管理栄養士監修のサプリメント新シリーズとして、現代人ならではの悩みにフ

ォーカスした新シリーズ“matsukiyo LAB 機能性表示食品サプリメント”３種を、人気のアスリートラインからは初の「スポーツ向け医療用品」を、新たな独立プライベートブランド「Replica Notes(レプリカノーツ)」を立ち上げ、その第１弾として柔軟剤とファブリックミストを発売し、５年間で約３倍に急増した訪日外国人観光客の皆様のために医薬品パッケージに英語表記を順次対応するとともに、昨年の限定販売で大ヒットしたアルジェランのカラーリップに、新色を加え計３色で定番化を図り、近畿大学と「ＰＢ商品共同開発プロジェクト」を立ち上げ産学連携となる新たな取り組みを推進するなどＰＢ商品の拡充に努めてまいりました。

また、ナショナルブランドメーカーとの共同企画品としましては、株式会社資生堂と、保湿液ベースの仕上がり透明ファンデーション「インテグレート フラットスキンメーカー N」・「インテグレート ファストスキンメーカー N」を共同企画の数量限定で、株式会社カネボウ化粧品とは、エイジングケアブランド「DEW ジェリーローション マリンフローラルの香り」を数量限定で、ロート製薬株式会社とは、働く女性の“レンズを外したくなるほど疲れた瞳に”コンタクト対応目薬「ロートリセリッチプレミアムコンタクト」を、それぞれ当社グループ専売品として発売しました。

継続した取組みとしましては、ＫＰＩ（グループの重要業績評価指標）管理による経営の効率化を図り、各事業会社の業績改善を推進するとともに、当社グループの強みとなる顧客接点数（ポイントカード会員／ＬＩＮＥの友だち／公式アプリのダウンロード数／海外のＳＮＳフォロワー数）の獲得に努め、その総数は延べ6,950万超まで拡大しました。

新たな取組みとしましては、2019年６月８日より全国のグループ店舗約1,600店舗（一部店舗を除く）でスマートフォン決済サービス「PayPay」の利用を開始するなどキャッシュレス化を推進し、2019年６月11日からは、国内外のグループ店舗約1,700カ所が『Pokémon GO』の「ポケストップ」や「ジム」としてゲーム内に登場するなど、既存顧客とともに新規顧客獲得に向けた各種サービス、来店機会の拡充にも努めてまいりました。

海外事業としましては、中華人民共和国における越境ＥＣは順調な伸長を続け、タイ王国での「マツモトキヨシ」店舗の展開は進出から４年を迎えたことからスクラップ＆ビルドにも取り組み31店舗の展開となり、台湾におけるドラッグストア事業に関しましても９号店をオープン、次の展開エリアとして、ベトナム社会主義共和国ではロータス・フード・グループ株式会社と「マツモトキヨシベトナム ジョイント ストック カンパニー」を設立し１号店オープンに向けた準備を進めるとともに、中華人民共和国香港特別行政区への進出予定を公表するなど、インバウンドだけでなく国外においても外国人のお客様需要の獲得を図っております。

新規出店に関しましては、グループとして高知県内１号店となる「帯屋町店」、新宿エリアでのシェア拡大に向け「新宿通り店」「新宿靖国通り店」、福岡市博多エリアでのシェア拡大に向け「博多住吉店」「博多駅筑紫口店」、渋谷エリアでのシェア拡大に向けた「渋谷スペイン坂店」などの至近距離展開を図るとともに、空港における国際線ターミナルＦＣ店となる「成田国際空港第２ターミナル３F店」「成田国際空港第２ターミナルB１F店」、直営店と

しては「中部国際空港第２ターミナル店」、ホテル内として「APA HOTEL東京ベイ幕張店」のオープンなど、多彩なフォーマットで展開できるノウハウを生かし、グループとして95店舗をオープンしました。また、既存店舗の活性化を目的として、“進化し続けるマツキヨの都市型店舗”として「池袋Part２店」のリニューアルを始め48店舗の改装を実施するとともに、契約期間満了と不採算を理由に32店舗の閉鎖など収益構造の改革も着実に進めております。その結果、当期末におけるグループ店舗数は1,717店舗となりました。

（※タイ王国においてセントラル＆マツモトキヨシリミテッドが運営する31店舗及び台湾において台湾松本清股份有限公司（Matsumotokiyoshi（Taiwan）Limited）の運営する９店舗はグループ店舗数の総数に含んでおりません。）

当社グループが注力する社会貢献活動に関しましては、第27回（2019年４月18日（木）実施）及び第28回（2019年10月16日（水）実施）セルフメディケーションフォーラム「美と健康のエキスパートから学ぶ今日から始めるワタシ磨き」を開催し、多くのお客様のご参加をいただくなど、美しく健康であり続けたい方々を応援する取組みも実施してまいりました。

ＥＳＧ活動に関する社内プロジェクトの成果としまして、化粧品担当者を中心に現場の意見・要望を積極的に取入れ「デザイン性や機能性を、さらに重視した化粧品担当者用の制服へ11年ぶりに刷新」いたしました。今後も当社グループは、女性が働き甲斐を持ち活躍できる企業グループを目指してまいります。

これらの取り組みにより、2020年も世界最大のブランディング専門会社 インターブランド社より、グローバルに展開される日本発のブランド価値評価ランキング「Best Japan Brands 2020」において81位となり、日本のドラッグストアとしてナンバー１ブランドの評価をいただきました。

Interbrand Best Japan Brands 2020

さらに、当社の健康経営に関する各種の取り組みが評価され、経済産業省「健康経営優良法人2020（大規模法人部門）」にも認定されました。

2020 健康経営優良法人 Health and productivity

以上の結果、売上高5,905億93百万円(前期比2.5％増)、営業利益375億63百万円（同4.3％増）、経常利益399億85百万円（同2.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益261億76百万円（同4.6％増）となり、売上及び各利益とも、過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

第１四半期は、期初から天候に恵まれず、低温で推移したことや、昨年は短かった梅雨期間との比較では降雨量が多く、日照時間が減少したことで、春夏物のシーズン商品は大変厳しい状況で推移しました。

また、大型連休となったゴールデンウィークは、国内においては観光や大型施設の利用が

増加するとともに、この期間の旅行関係費用が大幅に上昇したことで、当社グループを利用される層の外国人観光客はこの時期の訪日を敬遠し、拡大を続けるインバウンド売上にも一定の影響を受けました。

第２四半期も天候に恵まれず、昨年よりも約１ヶ月長い梅雨の影響を受け、８月初中旬を除くとシーズン商品は厳しい状況で推移しましたが、10月からの消費税増税を控え、その駆け込み需要を獲得するとともに、昨年は自然災害によりマイナスの影響を受けたインバウンド売上は順調に伸長いたしました。

第３四半期は、10月に消費税の増税による駆け込み需要の反動を受けるとともに、大型台風の上陸前後には関東エリアを中心に多くの店舗が休業を余儀なくされ、気温が高かったこともありシーズン商品は厳しい状況で推移しました。一方、11月及び12月に関しても消費税増税による反動減の影響は一定程度受けたものの、ＰＢ商品の展開強化、各種の取り組みが奏功したインバウンド売上等は順調に拡大しました。

第４四半期は比較的温暖な天候となったことで冬物シーズン商品は厳しい状況で推移し、本年１月末以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、マスクや除菌関連、日用品や食料品など、郊外型店舗を中心に特需が発生しましたが、一方で、マスクの着用、感染症拡大を防止するための外出自粛等により、化粧品関連商品の需要が大きく低迷しました。また、WHOによるパンデミック宣言により、出入国制限が強化されたことで、インバウンド売上も大きく減少しました。

調剤事業に関しましては、引き続き既存店への調剤併設を含め、高い収益性の見込める物件を優先的に開局するとともに、技術料の獲得、健康サポート薬局として地域医療連携を深めるなどの各種施策により、処方箋応需枚数が増加したことで順調に伸長しております。

このような環境の中、新規出店に加え、改装による既存店の活性化、プライベートブランド商品の構成比拡大、効率的かつ効果的な販促策の実行、ＫＰＩ管理による経営の効率化等に努めたことで、小売事業の業績は順調に拡大しました。

なお、当社では新型コロナウイルス感染症（COVID－19）拡大による影響は2021年3月期の上期まで継続することを想定しておりますが、終息時期によって変動する可能性があります。

＜卸売事業＞

卸売事業は、小売事業同様にシーズン商品は厳しい状況で推移したものの、消費再増税を前にした駆け込み需要の獲得、成田国際空港第２ターミナルにオープンした２店舗を含め、フランチャイズにおける新規及び既存契約企業の新規出店、インバウンド需要の獲得、調剤サポートプログラムの契約先企業増加等により順調に拡大しました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は5,678億20百万円（前期比2.4％増）、卸売事業194億86百万円（同6.6％増）、管理サポート事業32億86百万円（同4.4％増）となりました。

事業区分	当連結会計年度 （自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）	
	金額（百万円）	前期比（％）
小売事業	567,820	102.4
卸売事業	19,486	106.6
管理サポート事業	3,286	104.4
合計	590,593	102.5

（注）１．事業区分間の取引については相殺消去しております。
２．売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、114億55百万円となりました。その主なものは、以下のとおりとなります。

・当社グループ全体での出店及び改装に伴う設備投資（73億76百万円）
・店舗システム強化による投資を含めた無形資産投資（19億70百万円）
・賃貸借契約に係る敷金及び保証金の支出（21億８百万円）

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、引き続き、当座貸越契約に基づく取引金融機関からの借入枠及びコマーシャル・ペーパー200億円の発行枠を確保し、調達コストの削減と資金の効率化を図る為、資金需要に応じて当該借入枠からの短期借入を実施しております。

また、株式会社ココカラファインとの資本業務提携を目的として、長期借入金184億円の調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年３月31日付で第三者割当増資により株式会社ココカラファインの普通株式5,939,600株（既保有の同社の普通株式67,308株と併せて合計6,006,908株（増資後の完全議決権に対する議決権割合 20.04％））を取得し、同社を持分法適用関連会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
	2017年３月期	2018年３月期	2019年３月期	2020年３月期 (当連結会計年度)
売　上　高（百万円）	535,133	558,879	575,991	590,593
経　常　利　益（百万円）	30,828	36,123	38,978	39,985
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	20,119	22,755	25,035	26,176
１株当たり当期純利益（円）	189円08銭	215円03銭	239円42銭	255円04銭
総　資　産（百万円）	285,733	314,178	318,324	351,809
純　資　産（百万円）	184,060	204,871	209,269	229,304
１株当たり純資産額（円）	1,738円87銭	1,935円39銭	2,038円76銭	2,233円54銭

(注) １．「１株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、「１株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
２．１株当たり当期純利益の基礎となる期中平均株式数は、その計算において控除する自己株式に「役員報酬ＢＩＰ信託口」及び「株式付与ＥＳＯＰ信託口」が保有する当社株式を含めております。
３．当社は、2017年11月９日開催の取締役会決議により、2018年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。
４．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(子会社) 株式会社マツモトキヨシ	21,086百万円	100.0%	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	100	100.0%	東北・関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社ぱぱす	100	100.0%	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	100	100.0%	甲信越エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社示野薬局	100	100.0%	北陸エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	10	100.0%	中国・四国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ九州販売	352	100.0%	九州・沖縄エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシファーマシーズ	55	100.0%	保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等
株式会社マツモトキヨシホールセール	100	100.0%	プライベートブランド商品の企画開発
株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント	80	100.0%	資産の管理・運用
株式会社エムケイプランニング	50	100.0%	店舗の建設・営繕
株式会社マツモトキヨシ保険サービス	10	100.0%	生命保険・損害保険の販売代理業
(関連会社) 株式会社ココカラファイン	20,184	20.0%	ドラッグストア事業及び調剤事業を中核に、介護・在宅調剤・インターネット販売など健康関連サービスの総合的な提供

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東９番地１	61,601百万円	306,487百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、“美と健康の分野においてなくてはならない企業グループ”となり、更に、将来的に“美と健康の分野でアジアＮｏ.１”となることを目指して、３つの重点戦略「デジタル化の更なる高度化」、「グローバル化の更なる進展」、「専門領域での事業規模拡大」を設定し、取組んでまいります。

当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであります。

① デジタル化の更なる高度化

当社グループは、急速に進化するＩＴを活用することで、お客様の生活スタイルの変化や嗜好・ニーズを的確にとらえ、一人ひとりのお客様との距離を縮め、深く繋がれるようデジタルマーケティング基盤を中心に強化しております。その結果、6,950万を超えるお客様との接点を活用した高い分析力により、当社にしかない商品の開発やメーカー様向けブランドマーケティング支援などの新しい収益の柱を創出に努めており、当社が培ってきた技術やノウハウの更なる高度化を推進することで収益拡大に繋げ、企業価値の向上に努めてまいります。

② グローバル化の更なる進展

当社グループは、海外ＳＮＳを活用したクーポン配信やキャッシュレス決済対応などをはじめ、アジアを中心とした海外店舗展開やグローバル会員獲得に向けた仕組みづくり、海外で支持される商品の開発、提供などに積極的に取り組むことで蓄積されたノウハウを最大限に活用し、美と健康への意識が高まっているアジア地域における事業基盤を早期に確立することを目指してまいります。

③ 専門領域での事業規模拡大

当社グループは、競争がますます激しくなる環境の中において、Ｍ＆Ａ、フランチャイズ事業や当社独自の仕組みと強みを活用した業務提携などを強化していくとともに、三大都市圏におけるエリアドミナント化推進や次世代ヘルスケア・調剤事業の拡大を基軸として、次なる成長ドライバーの早期確立を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
小　売　事　業	・ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 ・保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等
卸　売　事　業	・小売事業を営む当社グループ会社及び業務提携先が取扱う商品の仕入・販売 ・フランチャイズ事業展開及びフランチャイジーへの商品供給
管理サポート事業	・当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託 ・プライベートブランド商品の企画開発 ・その他、資産の管理・運用、店舗の建設・営繕、生命保険・損害保険の販売代理業

(6) 主要な営業所及び店舗（2020年３月31日現在）

① 当　　社

本　　社　　千葉県松戸市新松戸東９番地１

② 主要な子会社の事業所

株式会社マツモトキヨシ

本　　社　　千葉県松戸市新松戸東９番地１

関西支社　　大阪府大阪市淀川区宮原３丁目５番24号

東海支社　　愛知県名古屋市中区錦２丁目19番１号

店　　舗

事業区分	店舗数	エリア別店舗数	
小売事業	924（53）	関東エリア	693（15）
		東海・北陸エリア	106（ 9）
		関西エリア	125（－）
		中国・四国エリア	－（ 1）
		九州・沖縄エリア	－（28）

※(　)内の数字は当該店舗数に含まないFC店の数であります。

③　その他の子会社

事業区分	会社名 (本社所在地)	店舗数	エリア別店舗数	
小売事業	株式会社マツモトキヨシ東日本販売 (宮城県仙台市青葉区)	171	北海道・東北エリア 関東エリア	93 78
	株式会社ぱぱす (東京都墨田区)	141	関東エリア	141
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 (長野県長野市)	121(2)	甲信越エリア	121(2)
	株式会社示野薬局（注１） (石川県金沢市)	43	東海・北陸エリア	43
	株式会社マツモトキヨシ中四国販売 (岡山県岡山市南区)	76	関西エリア 中国・四国エリア	14 62
	株式会社マツモトキヨシ九州販売 (福岡県福岡市博多区)	164	中国・四国エリア 九州・沖縄エリア	1 163
	株式会社マツモトキヨシファーマシーズ (千葉県松戸市)	22	関東エリア 関西エリア	16 6
管理サポート事業	株式会社マツモトキヨシホールセール (千葉県松戸市)	－	－	
	株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント (東京都文京区)	－	－	
	株式会社エムケイプランニング (千葉県松戸市)	－	－	
	株式会社マツモトキヨシ保険サービス (千葉県柏市)	－	－	

(注)　1．株式会社示野薬局の店舗数は、株式会社マツモトキヨシより業務受託している１店舗を除いております。また、当該１店舗は株式会社マツモトキヨシの店舗数に含んでおります。
　　2．(　)内の数字は当該店舗数に含まないFC店の数であります。

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
小売事業	5,660名	(7,993名)	136名増	(23名減)
卸売事業	63名	(3名)	8名増	(1名増)
管理サポート事業	846名	(101名)	6名減	(9名減)
合計	6,569名	(8,097名)	138名増	(31名減)

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員（８時間換算）は年間の平均人員を（　）に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
498名（62名）	72名増（2名増）	45.3歳	14.0

（注）１.使用人数は就業人員であり、臨時従業員（８時間換算）は年間の平均人員を（　）に外数で記載しております。
２.使用人数が前事業年度末と比べて72名増加しておりますが、その主な理由は機構改革に伴い、連結子会社より管理部門等の出向者が増加したことによります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	138億円
株式会社三菱UFJ銀行	46億円

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　420,000,000株
② 発行済株式の総数　109,272,214株（自己株式6,499,342株を含む）
③ 株主数　23,499名（前期末比1,242名増）
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,218千株	5.08%
株式会社千葉銀行	4,515	4.39
株式会社南海公産	4,287	4.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,461	3.37
松本　南海雄	2,944	2.86
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,824	2.75
エーザイ株式会社	2,815	2.74
松本　貴志	2,518	2.45
松本　清雄	2,516	2.45
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,119	2.06

（注）１．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（102,772,872株）を基準に算出し、小数点第３位以下を四捨五入して記載しております。
２．持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
３．役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式は上記自己株式に含まれておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年３月31日現在）

区分	第１回 新株予約権	第２回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権	第６回 新株予約権
発行決議日	2010年8月10日	2011年7月15日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月16日	2015年7月15日
新株予約権の数	67個	60個	59個	48個	46個	27個
目的となる株式の種類・数（注3）	普通株式 13,400株	普通株式 12,000株	普通株式 11,800株	普通株式 9,600株	普通株式 9,200株	普通株式 5,400株
行使時の払込金額	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。
行使に際して出資される財産の価額（注３）	１株当たり0.5円	１株当たり0.5円	１株当たり0.5円	１株当たり0.5円	１株当たり0.5円	１株当たり0.5円
行使期間	2010年8月26日 ～ 2050年8月25日	2011年8月3日 ～ 2051年8月2日	2012年8月2日 ～ 2052年8月1日	2013年8月8日 ～ 2053年8月7日	2014年8月8日 ～ 2054年8月7日	2015年8月8日 ～ 2055年8月7日
行使の条件	（注１）参照	（注１）参照	（注１）参照	（注１）参照	（注１）参照	（注１）参照
当社役員保有状況（注２）	保有者数　3名 新株予約権の数 36個	保有者数　3名 新株予約権の数 40個	保有者数　3名 新株予約権の数 41個	保有者数　4名 新株予約権の数 34個	保有者数　3名 新株予約権の数 32個	保有者数　3名 新株予約権の数 20個

（注）１．新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
・新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から１年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
・新株予約権者が死亡した場合、相続人（１名に限る）は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。
２．新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。
３．2017年11月９日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年１月１日付をもって普通株式１株を２株に分割したことにより、「目的となる株式の種類・数」及び「行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松　本　南海雄	
代表取締役社長	松　本　清　雄	株式会社マツモトキヨシ相談役 株式会社南海公産代表取締役
専務取締役	松　本　貴　志	営業統括本部長 株式会社マツモトキヨシ取締役副社長店舗運営本部長 台湾松本清股份有限公司董事長 株式会社南海公産代表取締役
常務取締役	大　田　貴　雄	戦略事業推進本部長 株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長
取締役	小　部　真　吾	管理本部長 株式会社マツモトキヨシ取締役管理担当
取締役	石　橋　昭　男	経営企画本部長 株式会社マツモトキヨシ取締役
取締役	松　下　功　夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社社外取締役
取締役	大　村　宏　夫	
取締役	木　村　惠　司	三菱地所株式会社特別顧問 株式会社パレスホテル社外取締役 日本ベンチャーキャピタル株式会社社外取締役 横浜新都市センター株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルパークホテル社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役
常勤監査役	本　多　寿　男	株式会社マツモトキヨシ監査役
監査役	鈴　木　　哲	株式会社ソルブ社外監査役
監査役	須　永　明　美	須永公認会計士事務所所長 株式会社丸の内ビジネスコンサルティング代表取締役 税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング代表社員 丸の内監査法人　統括代表社員

(注) 1．取締役松下功夫氏、大村宏夫氏及び木村惠司氏は、社外取締役であります。
2．監査役鈴木哲氏及び須永明美氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役松下功夫氏、大村宏夫氏、木村惠司氏並びに監査役鈴木哲氏、須永明美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ社外取締役10百万円、社外監査役５百万円又は法令に定める額のいずれか高い額としております。

【ご参考】

執行役員の状況（2020年４月１日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	渡邉孝男	戦略事業推進本部副本部長
執行役員	杉戸一雅	管理本部総務部長 株式会社マツモトキヨシ取締役資産管理担当 株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント代表取締役社長
執行役員	松田崇	営業統括本部営業企画部長 オンラインビジネスユニットシニアユニットマネージャー兼務

③　取締役及び監査役の報酬等

a．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)名	578 (18)百万円
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	16 (10)
合計 (うち社外役員)	13 (5)	595 (28)

(注) 1．上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬額は、2017年６月29日開催の第10回定時株主総会において、年額６億50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬額は、2008年６月27日開催の第１回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。
4．期末現在の人員数は、取締役９名（うち社外取締役３名）、監査役３名（うち社外監査役２名）であります。なお、上記人員数との相違は、2019年６月27日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役１名が含まれているためであります。

b．社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

a．他の法人等の業務執行者、社外役員の重要な兼職の状況

地　位	氏　　名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	松　下　功　夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	社外取締役
	大　村　宏　夫		
	木　村　恵　司	三菱地所株式会社 株式会社パレスホテル 日本ベンチャーキャピタル株式会社 横浜新都市センター株式会社 株式会社ロイヤルパークホテル 日本空港ビルデング株式会社	特別顧問 社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役
監査役	鈴　木　　哲	株式会社ソルブ	社外監査役
	須　永　明　美	須永公認会計士事務所 株式会社丸の内ビジネスコンサルティング 税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング 丸の内監査法人	所長 代表取締役 代表社員 統括代表社員

(注) 社外役員の兼職先と当社との間に取引関係はありません。

b．当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

社外取締役３名及び社外監査役２名は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係はありません。

c．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	松　下　功　夫	当期開催の取締役会14回中12回に出席し、企業経営者として豊富な経験及び監督能力に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監督しております。
社外取締役	大　村　宏　夫	当期開催の取締役会14回中13回に出席し、他の企業等で培われた豊富な経験及び監督能力に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監督しております。
社外取締役	木　村　惠　司	当期開催の取締役会14回中13回に出席し、企業経営者として豊富な経験及び監督能力に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監督しております。
社外監査役	鈴　木　　哲	当期開催の取締役会14回中13回、監査役会15回中13回に出席し、他の上場企業での監査役、社外監査役で培われた豊富な経験及び監査能力に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監査しております。
社外監査役	須　永　明　美	当期開催の取締役会14回全て、監査役会15回中14回に出席し、公認会計士及び税理士として豊富な経験及び財務・会計・税務に関する専門的知識に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監査しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目、監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、会社の支配に関する基本方針として、当社の経営権の主導に影響する買収として、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、これが企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような買収の中には、明らかに、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、買付対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。

このような状況のもと、当社は、買収者に対し、株主の皆様のご判断に必要な事項についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるだけの十分な内容と時間を確保すること、また、買収者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保することが当社取締役会に課せられた重要な責務のひとつと認識しております。

以上の理由から、当社の更なる企業価値及び株主共同の利益の向上を図り、その取組みに全経営資源を集中させるためには、大規模買付行為やそれを前提とする買付提案を行う場合に関する一定のルールを定めておく必要があると考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようにするため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。直近では、2018年5月21日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、2018年6月28日開催の第11回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの詳細につきましては、2018年5月21日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次の当社ウェブサイトにてご参照ください。
(https://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/CGI/news/view.cgi)

③ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社では、本プランの設計に際して、以下の点を考慮しており、当社の基本方針に沿い、企業価値及び株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ．株主意思の反映

本プランにより対抗措置の発動をする場合は、原則として、株主総会の決議に基づき行われます。また、本プランは、株主総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新されます。本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることから、株主の皆様のご意向が反映されるプランとなっております。

ロ．買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）をすべて充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は３名以上とし、当社との間に特別の利害関係を有していない社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等から構成されるものとしております。

当社は、本プランの対抗措置の発動及び発動の中止については、独立委員会の勧告に従い、対応することといたします。これにより、当社取締役会の裁量を排除し、本プランの公正性を担保しております。

ニ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は１年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**160,027**	**流動負債**	**86,202**
現金及び預金	28,368	買掛金	57,466
受取手形及び売掛金	23,479	リース債務	2,004
商品	81,231	未払法人税等	7,385
貯蔵品	673	賞与引当金	3,871
未収入金	19,553	ポイント引当金	2,531
その他	6,750	資産除去債務	13
貸倒引当金	△29	その他	12,929
固定資産	**191,782**	**固定負債**	**36,301**
有形固定資産	**74,095**	長期借入金	18,400
建物及び構築物	25,021	リース債務	3,776
土地	40,073	繰延税金負債	3,212
リース資産	5,483	株式給付引当金	134
建設仮勘定	140	役員株式給付引当金	39
その他	3,376	退職給付に係る負債	255
無形固定資産	**9,403**	資産除去債務	7,518
のれん	4,870	その他	2,963
その他	4,532	**負債合計**	**122,504**
投資その他の資産	**108,283**	(純資産の部)	
投資有価証券	63,345	**株主資本**	**220,593**
繰延税金資産	5,370	**資本金**	**22,051**
敷金及び保証金	37,858	**資本剰余金**	**22,996**
その他	1,782	**利益剰余金**	**196,253**
貸倒引当金	△72	**自己株式**	**△20,707**
資産合計	**351,809**	**その他の包括利益累計額**	**8,667**
		その他有価証券評価差額金	**8,667**
		新株予約権	**43**
		純資産合計	**229,304**
		負債・純資産合計	**351,809**

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**590,593**
売上原価		**401,154**
売上総利益		**189,438**
販売費及び一般管理費		**151,875**
営業利益		**37,563**
営業外収益		
受取利息	103	
受取配当金	361	
固定資産受贈益	510	
発注処理手数料	1,087	
その他	459	**2,522**
営業外費用		
支払利息	18	
為替差損	5	
貸倒引当金繰入額	10	
支払手数料	34	
現金過不足	15	
その他	15	**100**
経常利益		**39,985**
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	7	
受取保険金	177	**191**
特別損失		
固定資産除却損	220	
店舗閉鎖損失	86	
減損損失	490	
災害による損失	108	
関係会社株式評価損	163	
その他	28	**1,098**
税金等調整前当期純利益		**39,078**
法人税、住民税及び事業税	12,802	
法人税等調整額	100	**12,902**
当期純利益		**26,176**
親会社株主に帰属する当期純利益		**26,176**

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	22,051	22,994	177,270	△20,765	201,551
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△7,193		△7,193
親会社株主に帰属する当期純利益			26,176		26,176
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		2		57	59
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	−	2	18,982	57	19,042
当連結会計年度末残高	22,051	22,996	196,253	△20,707	220,593

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	7,674	7,674	43	209,269
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△7,193
親会社株主に帰属する当期純利益				26,176
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				59
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	993	993		993
当連結会計年度変動額合計	993	993	−	20,035
当連結会計年度末残高	8,667	8,667	43	229,304

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**136,506**	**流動負債**	**113,852**
現金及び預金	23,474	買掛金	55,015
売掛金	85,026	短期借入金	18,957
商品	1,163	リース債務	36
貯蔵品	360	未払金	18,348
前払費用	198	未払法人税等	293
短期貸付金	2,412	未払費用	540
未収入金	23,086	預り金	18,049
預け金	799	前受収益	19
その他	12	ポイント引当金	2,531
貸倒引当金	△28	その他	61
固定資産	**169,980**	**固定負債**	**21,703**
有形固定資産	**5,646**	長期借入金	18,400
建物	1,251	リース債務	56
構築物	28	繰延税金負債	3,042
船舶	30	株式給付引当金	134
工具、器具及び備品	127	役員株式給付引当金	39
土地	4,109	資産除去債務	15
リース資産	92	その他	14
建設仮勘定	6	**負債合計**	**135,555**
無形固定資産	**3,580**	(純資産の部)	
商標権	4	**株主資本**	**161,527**
ソフトウエア	3,360	**資本金**	**22,051**
その他	215	**資本剰余金**	**75,776**
投資その他の資産	**160,753**	資本準備金	22,832
投資有価証券	23,641	その他資本剰余金	52,943
関係会社株式	136,731	**利益剰余金**	**84,407**
長期前払費用	299	その他利益剰余金	84,407
その他	81	繰越利益剰余金	84,407
貸倒引当金	△0	**自己株式**	**△20,707**
		評価・換算差額等	**9,360**
		その他有価証券評価差額金	**9,360**
		新株予約権	**43**
		純資産合計	**170,931**
資産合計	**306,487**	**負債・純資産合計**	**306,487**

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		**399,109**
売上原価		**387,425**
売上総利益		**11,684**
販売費及び一般管理費		**11,911**
営業損失		**226**
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	17,703	
発注処理手数料	1,058	
その他	49	**18,819**
営業外費用		
支払利息	69	
貸倒引当金繰入	15	
支払手数料	34	
その他	0	**119**
経常利益		**18,472**
特別利益		
投資有価証券売却益	3	**3**
特別損失		
固定資産除却損	4	
関係会社株式評価損	163	**167**
税引前当期純利益		**18,309**
法人税、住民税及び事業税	326	
法人税等調整額	92	**419**
当期純利益		**17,889**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	22,051	22,832	52,941	75,773	73,711	73,711	△20,765	150,772
当期変動額								
剰余金の配当					△7,193	△7,193		△7,193
当期純利益					17,889	17,889		17,889
自己株式の取得			2	2			△0	2
自己株式の処分							57	57
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	2	2	10,695	10,695	57	10,755
当期末残高	22,051	22,832	52,943	75,776	84,407	84,407	△20,707	161,527

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,356	8,356	43	159,171
当期変動額				
剰余金の配当				△7,193
当期純利益				17,889
自己株式の取得				2
自己株式の処分				57
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,004	1,004	－	1,004
当期変動額合計	1,004	1,004	－	11,760
当期末残高	9,360	9,360	43	170,931

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社マツモトキヨシホールディングス
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　堀　一　英　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　瀧　野　恭　司　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社マツモトキヨシホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社マツモトキヨシホールディングス
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　堀　一　英　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　瀧　野　恭　司　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マツモトキヨシホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月18日

株式会社マツモトキヨシホールディングス　監査役会

常勤監査役　本　多　寿　男　㊞

社外監査役　鈴　木　　哲　㊞

社外監査役　須　永　明　美　㊞

(注) 監査役鈴木哲、須永明美は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連　結　注　記　表

個　別　注　記　表

第13期（2019年４月１日～2020年３月31日）

株式会社マツモトキヨシホールディングス

業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備に関する基本方針は、以下のとおりです。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、次のとおり「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めます。

この基本方針は、当社及びグループ会社（当社の子会社をいいます。以下同じ。）のすべての役員（取締役及び監査役をいいます。以下同じ。）及び従業員に適用されるものとします。

当社及びグループ会社を総じて「グループ全社」といいます。

1．グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス遵守をグループ経営理念実現のための基盤構築の一つとして掲げ、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備して、コンプライアンス重視のための基本方針、行動規範、推進体制等を明らかにし、取締役自ら率先してこれを遵守するとともに、グループ全社の役員及び従業員への周知徹底を図り、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。

② 当社は、グループ全社のコンプライアンスを含めた内部統制を推進するための組織として、内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置するものとします。

③ コンプライアンス・リスク委員会は、特に、コンプライアンスへの取組み状況等を定期的に当社の取締役会へ報告します。

④ 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対する監視・監督機能を確保します。

⑤ 当社は、グループ全社の役員及び従業員に対して、コンプライアンス研修を定期的に実施するとともに、行動規範を示した「マツモトキヨシグループ行動規範」を配付してコンプライアンスの周知徹底を図ります。

⑥ 当社は、グループ全社の内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用窓口（ヘルプライン）を設置します。

⑦ 内部統制統括室は、グループ会社に対しても定期的に内部監査を実施します。

⑧ 取締役及び従業員の法令やコンプライアンス規程その他の社内規定に違反する行為が発見された場合は、懲罰規定に基づき適正に処分を行います。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、グループ文書管理規程及びグループ内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。

② 当社は、グループ内部情報管理規程に基づく情報セキュリティ委員会にて、内部の情報管理・運用について、これを適正かつ厳格に行うものとします。

3．グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全社のリスク管理体制を整備し、リスク管理・運用体制・整備状況等を監査します。

また、内部統制統括室は、コンプライアンス・リスク委員会にて、定期的にグループ全社のリスク管理への取組み状況等を報告します。

② 当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合に備えて、グループ全社の緊急時対応規程を整備します。

4．グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定します。

② 当社は、重要事項を検討・決議する機関として、株主総会・取締役会・経営会議を設置します。経営会議を活用することで意思決定の迅速化とスピード経営を実現します。

また、機動的な協議機関として、プロジェクト・タスクフォース・委員会等を設置し、関係部門・関係者が参加し、喫緊の課題や問題点へ迅速に対応します。

③ 当社は、グループ会社の担当部署と経営戦略・財務戦略・人事戦略等重要事項に関して、機能別会議にて協議を行うものとします。

④ 当社及びグループ会社は、相互の人事交流を積極的に行い、人的資源の有効活用を図るものとします。

⑤ 当社及びグループ会社は、グループ全社の職務の執行が効率的に行われるようIT技術を活用し、システム統合等IT化の推進に努めるものとします。

5．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、関係会社管理規程を作成し、グループ会社を管理する体制を整備します。

② グループ会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとします。

③ 当社は、定期的にグループ社長会を開催し、グループ会社から業務執行状況について報告を受け、グループ会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行うものとします。

④ 当社は、グループ会社に取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の業務執行を監視します。派遣された取締役及び監査役は、業務執行について、グループ方針に沿った経営に努めるものとします。

⑤ グループ会社は、取締役会にて重要な決議をする場合、事前に当社の決裁を得るものとします。

⑥ 内部統制統括室は、グループ会社と内部監査状況について意見交換を行い、問題点等の情報を共有します。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を配置し、監査役の職務を補助することとします。

7．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとします。

また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制とします。

8．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第６項に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有します。

9．監査役への報告体制

① 当社の監査役は、当社の取締役及び従業員から、法令で定められた事項のほか、取締役会・経営会議の付議事項、内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・リスク委員会の審議事項その他内部統制の状況等当社の重要事項につき、報告を受けるものとします。

② 当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為が生じた場合は、直ちに当社の監査役会に報告します。

③ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で報告します。

④ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、報告することができます。

⑤ 当社は、当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないようグループ全社の取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備します。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。但し、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければなりません。

11．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査役は、取締役会・経営会議・グループ社長会・コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができます。

② 当社の監査役は、代表取締役・取締役・会計監査人及び従業員それぞれとの間で、随時情報収集や意見交換をすることができます。

③ 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、弁護士・公認会計士・税理士その他外部専門家との連携を図ることができます。

12. 財務報告の信頼性確保のための体制

グループ全社は、金融商品取引法及び関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性及び信頼性を確保します。

13. 反社会的勢力への対処

① グループ全社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行いません。

② 当社は、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等外部の機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。

③ グループ全社は、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携し、組織全体で法律に則した対応をします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1．グループ全社のコンプライアンス及びリスクマネジメントについて

グループ全社は、グループ経営理念「1st for You. あなたにとっての、いちばんへ。」、経営の基本方針、経営ビジョン、経営目標、経営戦略の実現のための基盤となる、コンプライアンス重視の風土の醸成、リスクマネジメントへの意識付向上のため以下の取組みを実施しております。

① グループ全社は、全てのベースとなる考え方・価値観である「マツモトキヨシ経営基本理念」、法令と社会倫理の遵守について特に留意すべき事項をまとめた「マツモトキヨシグループ行動規範」、あるべき行動・価値観・組織のあり方を示した「マツモトキヨシWAY」及び企業としての社会的役割・存在意義を示す「グループ経営理念」を定めており、階層に応じた研修を通じて、その浸透を図り、また、行動面における評価制度に反映し、その実効性を高めております。

② 当社は、コンプライアンス規程、リスク管理規程に基づき、グループ全社としてコンプライアンスやリスクへの対応を行っております。また、リスクが顕在化した場合に備えて、緊急時対応規程を整備しております。

③　当社は、グループ全社の企業活動における法令等の遵守と高い倫理観の確保及びグループ全社のリスク管理体制を推進するためにコンプライアンス・リスク委員会を定期的に開催し、その状況を当社の取締役会へ報告しております。

④　当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の意見や情報を交換する場として、社外役員での会合を定期的に開催しております。

⑤　当社は、内部統制を推進するための組織として内部統制統括室を設置しております。内部統制統括室は、グループ全社に対して内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。また、重大と判断される事項を確認した場合は、取締役会に報告することとしております。内部統制統括室は、グループ各社への往査やミーティング等により意見交換や情報共有を行い、監査の精度向上を図っております。

⑥　内部通報制度につきましては、グループ内部通報制度運営規程に基づき、外部機関との連携による専用窓口（ヘルプライン）を設置しております。その他、ハラスメント相談窓口等の複数の窓口を設けています。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を含む各種情報について、グループ文書管理規程、グループ内部情報管理規程を整備し、グループ会社はこれらの規程に基づき情報管理を行っております。また、情報管理・運用を適切に行うために情報セキュリティ委員会を開催し、情報管理に関する問題点等の対策について検討を行っております。

3．グループ全社の取締役の職務の効率的執行の確保について

①　当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期経営計画及び年度事業計画を策定し全社的な目標を設定し、取締役会で承認を受けております。各グループ会社ではこれらの計画を周知徹底し、各社の特性等を踏まえた自律的な経営を行っております。

②　当社は、株主総会・取締役会の他、経営会議やコンプライアンス・リスク委員会、情報セキュリティ委員会等を、また、目的別のプロジェクト等を設置し、意思決定の迅速化や喫緊の課題への対応を図っております。

③　当社グループの各機能に応じた、グループ全社の機能別会議の実施、グループ全社での人事交流、システム統合等により、職務執行の効率性を高めております。

4．その他グループ全社の業務の適正の確保について

① ホールディングス体制の当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社へ取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の監督及び監査をしております。

② 当社は、定期的にグループ社長会を開催し、当社とグループ会社間での重要事項の報告や協議を行っております。

③ 関係会社管理規程において、グループ会社が当社の事前承諾を必要とする事項や当社への報告事項を定め、グループ会社の重要事項は、当社取締役会、経営会議等で事前に審議をしております。

④ グループ会社の取締役会、経営会議の状況は、毎月当社取締役会へ報告しております。

5．監査役の職務の実効性の向上について

① 監査役は、取締役会・監査役会へ出席し、常勤監査役はそれに加えて、経営会議、営業会議、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議へ出席し、また、全ての稟議書その他重要な書類の報告を受け、さらに内部統制システムに関する情報を適時に受領し、監査を行っています。

② 監査役は、会計監査人との連携を図るとともに、内部統制・内部監査部門及びグループ会社の監査役との定期的な情報交換等を行い、また、適宜、取締役及び部門の執行責任者と法令遵守、リスク管理や経営課題について意見交換等を行い、監査の更なる実効性向上に努めております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	12社
・連結子会社の名称	㈱マツモトキヨシ ㈱マツモトキヨシ東日本販売 ㈱ぱぱす ㈱マツモトキヨシ甲信越販売 ㈱示野薬局 ㈱マツモトキヨシ中四国販売 ㈱マツモトキヨシ九州販売 ㈱マツモトキヨシファーマシーズ ㈱マツモトキヨシホールセール ㈱マツモトキヨシアセットマネジメント ㈱エムケイプランニング ㈱マツモトキヨシ保険サービス
・非連結子会社の数	2社
・非連結子会社の名称	台湾松本清股份有限公司 マツモトキヨシ香港株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・関連会社の数　　1社

・関連会社の名称　　㈱ココカラファイン

当連結会計年度中に新たに株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社の名称　　台湾松本清股份有限公司
マツモトキヨシ香港株式会社

・関連会社の名称　　Central & Matsumotokiyoshi Ltd.
(セントラル＆マツモトキヨシ リミテッド)

・持分法を適用しない理由　　非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・小売事業会社　主として売価還元法による低価法を採用しております。

・卸売事業会社　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ．無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
ハ．ポイント引当金	販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。
ニ．株式給付引当金	当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。
ホ．役員株式給付引当金	当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準	一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、その他の連結会社は、確定拠出型の制度を採用しております。
ロ．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間	のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　61,713百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	109,272千株	－千株	－千株	109,272千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,648千株	0千株	21千株	6,627千株

(注) 1．当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託口及び株式付与ＥＳＯＰ信託口が保有する当社株式127千株が含まれております。

2．当連結会計年度増加株式数０千株は、単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

3．当連結会計年度減少株式数21千株は、役員報酬ＢＩＰ信託口及び株式付与ＥＳＯＰ信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少12千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少８千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年６月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　3,596百万円
・１株当たり配当額　35円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月28日

ロ. 2019年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　3,597百万円
・１株当たり配当額　35円
・基準日　2019年９月30日
・効力発生日　2019年12月３日

(注) 1. 2019年６月27日開催の定時株主総会決議による「配当金の総額」には、役員報酬ＢＩＰ信託口及び株式付与ＥＳＯＰ信託口が保有する当社株式に対する配当金４百万円が含まれております。

2. 2019年11月13日開催の取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬ＢＩＰ信託口及び株式付与ＥＳＯＰ信託口が保有する当社株式に対する配当金４百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2020年６月26日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　3,597百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　35円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月29日

(注)「配当金の総額」には、役員報酬ＢＩＰ信託口及び株式付与ＥＳＯＰ信託口が保有する当社株式に対する配当金４百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　40,600株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役に報告されております。

不動産賃借等に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、すべて１年以内の支払期日です。

長期借入金は株式会社ココカラファインとの経営統合を目的とした資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) ２．参照)。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価（百万円)	差額（百万円)
① 現金及び預金	28,368	28,368	－
② 受取手形及び売掛金	23,479	23,479	－
③ 未収入金	19,553		
貸倒引当金（＊1）	△29		
	19,523	19,523	－
④ 投資有価証券			
関係会社株式	39,242	33,698	△5,543
その他の有価証券	23,651	23,651	－
	62,894	57,350	△5,543
⑤ 敷金及び保証金	37,858		
貸倒引当金（＊1）	△3		
	37,854	38,166	312
資産計	172,121	166,889	△5,231
① 買掛金	57,466	57,466	－
② 長期借入金	18,400	18,399	△0
負債計	75,866	75,865	△0

（＊1）未収入金、敷金及び保証金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑤ 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除して算定しております。

負　債

① 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	450

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「④投資有価証券」には含めておりません。

6．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　2,233円54銭

(2) 1株当たりの当期純利益　255円04銭

7．重要な後発事象

該当事項はありません。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産及び長期前払費用　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、該当がないため計上しておりません。

③ ポイント引当金　販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④　株式給付引当金　　当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

⑤　役員株式給付引当金　　当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(4)　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　3,483百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権　81,368百万円

② 短期金銭債務　50,365百万円

③ 長期金銭債務　10百万円

(3) 偶発債務

① ㈱マツモトキヨシ東日本販売の一部の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。なお、連帯保証の対象となる契約の契約満了までの賃料総額は284百万円であります。

② 以下の会社のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、当事業年度末の保証債務限度額は次のとおりであります。

会社名	保証債務限度額
㈱マツモトキヨシ	3,050百万円
㈱マツモトキヨシ東日本販売	880百万円
㈱ぱぱす	240百万円
㈱マツモトキヨシ甲信越販売	721百万円
㈱示野薬局	30百万円
㈱マツモトキヨシ中四国販売	650百万円
㈱マツモトキヨシ九州販売	820百万円
㈱マツモトキヨシファーマシーズ	362百万円
合　計	6,753百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

・営業収益	398,512百万円
・販売費及び一般管理費	117百万円
(2) 営業取引以外の取引高	17,420百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,648千株	0千株	21千株	6,627千株

(注) 1．当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託口及び株式付与ＥＳＯＰ信託口が保有する当社株式127千株が含まれております。

2．当連結会計年度増加株式数０千株は、単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

3．当連結会計年度減少株式数21千株は、役員報酬ＢＩＰ信託口及び株式付与ＥＳＯＰ信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少12千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少８千株であります。

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	770百万円
固定資産（含む減損損失）	580百万円
関係会社株式	430百万円
未払費用	144百万円
未払事業税	70百万円
株式給付引当金	40百万円
投資有価証券	12百万円
その他	49百万円
繰延税金資産小計	2,099百万円
評価性引当額	△1,025百万円
繰延税金資産合計	1,074百万円
繰延税金負債	
投資有価証券	△4,098百万円
その他	△18百万円
繰延税金負債合計	△4,116百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△3,042百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
受取配当金等の益金不算入額	△29.0%
交際費等の損金不算入額	0.4%
評価性引当額の増減	0.3%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.3%

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）役員及び主要株主等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員が議決権の過半数を所有している会社等	㈱バロン商事	50	不動産の管理	被所有 0.0%	－	当社事務所等の賃借	建物の賃借 (注)1	54	敷金及び保証金	14
役員の近親者	松本鉄男	－	当社代表取締役会長の実弟	被所有 0.5%	－	当社事務所等の賃借	建物の賃借 (注)1	54	敷金及び保証金	15

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱マツモトキヨシ	21,086	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	5名	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	7,698	売掛金	50,663
							商品の販売(注)2	265,151	未払金	8,549
									預り金	12,407
						資金の管理	資金の貸付・借入(注)3	9,274	短期借入金	9,274
							利息の支払(注)3	39		
子会社	㈱マツモトキヨシ東日本販売	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	－	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	704	売掛金	6,434
							商品の販売(注)2	30,767	未払金	1,123
子会社	㈱ぱぱす	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	－	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	692	売掛金	4,716
							商品の販売(注)2	23,024	未払金	205
子会社	㈱マツモトキヨシ甲信越販売	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	－	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	585	売掛金	4,690
							商品の販売(注)2	23,386	未払金	885

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱マツモトキヨシ九州販売	352	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	―	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	477	売掛金	4,434
							商品の販売(注)2	23,089	未払金	718
子会社	㈱マツモトキヨシホールセール	100	ＰＢ商品の企画・開発他	所有直接100%	2名	資金の管理	資金の貸付・借入(注)3	3,669	短期借入金	3,669
							利息の支払(注)3	10		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1．経営管理・業務の受託については、持株会社である当社の運営費用相当額を連結子会社から応分に収受しております。

2．商品の販売については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

3．資金の管理については、キャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、取引金額は期末残高を記載しております。また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　1,664円85銭

(2) １株当たりの当期純利益　174円30銭

10．重要な後発事象

該当事項はありません。